

令和元年度裾野市農業委員会12月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日(火) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所地下会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	面島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3		9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4		10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5		11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	服部 敏淳	4	鈴木 昭子	5	手綱 史芳			
---	-------	---	-------	---	-------	--	--	--

5. 事務局出席者

書記 中村健児 書記 市川智子

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

2	杉山 邦利	6	勝又実佐男
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第37号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会12月総会を開会します。
 本日の委員は12名中9名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、2番 杉山邦利委員、6番 勝又実佐男委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の市川智子氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

事務局

はい。報第12号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (議案朗読)

議 長 　ただ今の報第12号　について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第13号　農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第13号　農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
（議案朗読）

議 長 　ただ今の報第13号　農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理につ
いて、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第36号　農地法第5条の規定による許可申請の裁定について　事務局か
ら議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第36号　農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　続きまして、地区担当委員　11番　勝又俊博委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 　申請地は、上須区集会所から約400m北側に位置しています。

現況は芝畑となっています

受人は太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、日当たり
の良い申請地が候補地として挙がりました。

渡人は高齢で、今後の維持管理が困難であることから、受人の提案に合意し、太陽
光発電設備敷地として、パネル330枚を設置する計画で話がまとまり申請に至った
ものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は
問題ないと思います。

建築物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経
済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも済んでおります。ま
た、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準
を満たしていると考えられます

北側は宅地、西側・東側・南側は水路に接しています。

敷地内は全面に浸透性の防草シートを敷き、防草対策を講じます。

雨水は、場内自然浸透となりますが、南側水路へ放流するための既設排水口が2箇所
あるため、雨水対策も講じられています。

受人の社は福岡となっておりますが、日常の管理は、サニックス富士営業所で行う
こととなっております。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただ今の議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について、質疑等がありましたらお願ひします。

草刈り管理・パネル撤去の計画はどのようになっていますか。

事務局

管理は富士市にある営業所が行います。

フェンスの外側敷地の境まで全面浸透性の防草シートを敷くので、基本的には草がおさえられると思ひます。シートが劣化した場合には、新しいものに取り換えると聞いております。頻度は、回答いただひておりません。

パネルの撤去についてです。太陽光発電設備敷地で農転の申請をする際は必ず20年間の収支計画と合わせてパネル等の撤去費用がわかるものを添付していただひており、収益の中で撤去費用をまかなえるかどうか確認しております。今回の案件は20年間の合計売電金額が約4000万円、施工費が約2200万円です。パネルの撤去費用は152万円で計上されています。

岡田廣正委員

風速30~40m/秒に耐えられるということだが、先日の千葉県の台風では50~60m/秒の風で太陽光パネルが壊れ、火花が散っていたと聞いた。市で太陽光を規制する条例を作る際の基準を高く設定することは出来ないのでしょうか。

事務局

まちづくり課が中心となってメガソーラーに関して抑制できるような条例を検討中です。内容については次回確認してお知らせします。

議 長

それではお諮りします。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第37号 非農地証明願の裁定について 事務局から議案書の説明をお願ひします。

はい。議第37号 非農地証明願の裁定について
(議案朗読・投影写真により説明)

続きまして、地区担当委員 8番 飯塚芳正委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員

願出地は、マックスバリュ裾野茶畑店の約150メートル南東側に位置します。

願出地の現況は、竹林となっています。面積は152㎡です。

願出人は、昭和52年に相続により願出地を取得しましたが、その頃から既に管理されておらず、耕作がされない状態が続いていたことにより森林・原野化していました。現況からみて、農地への復元は困難であります。

課税地目は「畑」となっていますが、現況は山林と見て間違いないと思います。願出地の北側は宅地、東側は畑、西側と南側は水路に面しています。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

また、願いが通りましたら北側の宅地の方がこの土地を買うそうです。

事務局

一つ補足させていただきます。

申請書に添付されている評価証明書によると、課税地目は「畑」となっています。昭和58年4月1日付静岡県知事通知にて、非農地証明願いの添付書類として評価証明が示されているために提出を求めているものです。

これまで、山林への非農地証明であれば山林として課税をされている評価証明を求めていました。しかし、今回の案件のように明らかに山林の様相を呈していても農地課税になっている場合もあり、税務課へ課税地目の見直しを依頼した場合も、原則次の1月1日が基準日となるため、課税地目が変わるまで1年以上かかることもあります。市の税務部門との協議により今後、現況の判断は農業委員会の現地調査にて行い、課税証明は参考資料扱いとさせていただくこととしました。

このような経緯から今回の案件は課税地目が「畑」ですが、非農地証明の対象とさせていただきます。

議長

ただ今の議第37号 非農地証明願の裁定について 質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員

非農地として証明された後、竹を切る予定なのでしょうか？

事務局

申請上特に計画などは聞いていませんが、宅地との続き地ですのできれいに整備する可能性もあります。

西島徹夫委員

課税は田畑と山林でどう変わるのですか。

事務局

税務担当課には、大きくは変わらないものの山林の方が若干安くなると聞いております。もし山林を切ると山林ではなくなるので、現況に応じて課税が変わります。

議長

他に質疑等がありましたらお願いします。

それでは、お諮りします。議第37号 非農地証明願の裁定について 番号1 本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、全会一致で決定することに決定します。

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会12月総会を閉会します。

令和元年12月10日 (会議録署名人)

2番署名人 杉山 邦和

6番署名人 勝又 実徳男